

令和5年度鞍手町議会第6回定例会会議録（第3号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和5年12月13日 午後1時00分				的野信之	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和5年12月13日 午後2時23分				的野信之	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
	3	星 正 彦	出	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川 亮	出			
	出席 13人	5	野口美恵子	出		
	欠席 0人	6	新谷留晴	出		
	欠員 0人	7	的野信之	出		
		8	石井大輔	出		
		9	許斐潤一郎	出		
	10	有働徳仁	出			
会議録署名議員	8	石井大輔		9	許斐潤一郎	

職務出席	議会事務局 局長	広瀬真一	出	議会事務局 局次長	加藤優	出
地方自治 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出	副町長	浅野彩	出
	教育長	外園哲也	出	会計課長	武谷朋視	出
	総務課長	高橋奈美江	出	都市整備 課長	西生卓矢	出
	福祉人権 課長	田鶴原竜二	出	まちづくり 課長	柴田隆臣	出
	税務保険 課長	石田克	出	産業振興課長 兼農業委員 会事務局長	梶栗恭輔	出
	管財課長	石田正樹	出	上下水道 課長	神谷徹	出
	健康こども 課長	沼野葉子	出	教育課長	森永健一	出
	住民環境 課長	大村俊夫	出			
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

令和5年 第6回 鞍手町議会定例会議事日程

12月13日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第66号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第68号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第69号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第70号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第71号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第72号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第73号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第74号 令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の
課税免除
- 日程第11 議案第76号 博物館別館建設事業（仮称）博物館別館石炭資料展示室展示工事請負
契約の締結
- 日程第12 議案第77号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定
- 日程第13 議案第78号 民事調停の申し立て
- 日程第14 議案第79号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第6号）

令和5年12月13日 12月定例会議案質疑。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1番 許 斐 英 幸	2番 田 中 二 三 輝	3番 星 正 彦
4番 宇 田 川 亮	5番 野 口 美 恵 子	6番 新 谷 留 晴
7番 的 野 信 之	8番 石 井 大 輔	9番 許 斐 潤 一 郎
10番 有 働 徳 仁	11番 栗 田 美 和	12番 西 藤 典 子
13番 篠 原 哲 哉		

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、町長より提出されております議案第68号の訂正を、お手元のタブレット端末機に送信していますのでご確認ください。

次に、町長から12月11日の2番 田中二三輝議員の一般質問における発言について、会議規則第63条の規定に基づき、タブレット端末機に送信しています発言取消申出書に記載しました部分を取消したいと申出がっております。

町長の発言を許可します。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

発言のお許しをいただきましてありがとうございます。

12月11日、一般質問の際に、田中二三輝議員の質問を誤って聞き取り、答弁を行っ

たことにつきまして、お詫び申し上げますと共に、私の発言の当該部分につきまして、発言取消申出に対する許可をお願いするところでございます。

**○議長（的野信之君）**

ここでお諮りします。

これを許可することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、町長からの発言取消申出を許可することに決定いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第66号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第66号は総務文教委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第66号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

**○4番（宇田川亮君）**

毎年聞いていますけれども、今回、人事院勧告に伴う給与の見直しということで、職員の給与体系はどういうふうに変ったのか。平均値なり、教えていただきたいと思えます。

（総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める）

**○総務課長（高橋奈美江君）**

お答えいたします。

本議案につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、令和5年8月7日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

具体的には民間給与との格差を解消するため、初任給の引上げ、月例給においては、若年層に重点を置き、令和5年4月分から遡及して引き上げる改正となっております。

以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

**○4番 (宇田川亮君)**

給与体系自体がどのくらい、例えば若い人たちはこれだけ上がってとか、平均で30何歳はどうかのこうのとかいうことについて、毎年聞いてますんで教えて下さい。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

**○総務課長 (高橋奈美江君)**

お答えいたします。

まず、初任給につきましては、高校卒で1万2000円程度引上げとなっております。それから、今おっしゃいました職級に応じたところの支給率のアップの状況なんですけれども、それぞれの職務の、旧号級に応じまして異なるために、例としまして、一般高卒のもので、給料の月額が1万2000円の増額となっているというふうなところです。あわせてまして短大卒、大卒につきましても、1万2000円の増額となっております。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

**○4番 (宇田川亮君)**

分かりました。

それで、毎年ラスパイレスがどうなっているかっていうのも聞いていますので、それについても教えてください。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

**○総務課長 (高橋奈美江君)**

お答えいたします。

現時点でラスパイレスにつきましては、まだ公表となっておりますので、この場では控えさせていただきたいと思います。以上です。

**○議長 (的野信之君)**

ほかにありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

**○12番 (西藤典子君)**

会計年度任用職員についても全く同じ適用になっておりますのでしょうか、お尋ねいたします。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

**○総務課長 (高橋奈美江君)**

お答えいたします。

会計年度任用職員につきましては、翌年度から反映することとしております。以上で

す。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

ということは、遡らないということですね。会計年度任用職員については。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

今回につきましては遡及しないということで、職員組合とも調整を行っております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第68号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑はありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

これ議会開会の日に、議案の訂正ということで受け取りましたけども、この訂正に至った要因を教えてください。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。

今回の手数料条例の改正につきましては、提案理由にもありますように、戸籍法の改正に伴い、業務が追加されることによって、新しい手数料を定めるものになるんですが、この手数料を定めるに当たりましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令を参考に手数料を定めました。その際に、当初、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の中に無かった文言が追加されましたので、その分を修正し追加させていただきました。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

文言が追加されたっていうふうに言われましたけど、ということは本町のほうの、言葉悪いけどミスではなくて、国なり県なりのそういった参考文章の変更に伴う今回の議案訂正という理解でいいんですか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき行っているものですが、本来であれば、きちんとこちらで精査した中で、気づくことも出来たかと思いますが、今回は、政令を参考としたために、その分が漏れておりました。以上です。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長（高橋奈美江君）

お答えいたします。

今回、本日修正を上げさせていただいた部分につきましては、改正条文の部分が、金曜日 12 月 8 日に、改正条文の情報が参りましたので、その分に合わせて、改正の訂正をさせていただきました。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

(4 番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4 番（宇田川亮君）

手数料自体について、どこがどういうふうに変更になったのかというのを教えてください。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。

これまで行政で行ってまいりました業務につきまして手数料は変わっておりません。新たに本籍地以外での戸籍の謄抄本の交付が加わり、それは 450 円。あと戸籍電子証明書提供識別符号の発行という業務が加わり、それは 400 円。除籍の電子証明書提供識別符号の発行は 700 円というふうに新しく追加をさせていただいております。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 68 号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 69 号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 4 議案第 69 号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第 69 号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 69 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 5 議案第 70 号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第 70 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 70 号は民生産業委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第 6 議案第 71 号 令和 5 年度鞍手町一般会計補正予算第 5 号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の 18 ページをお開きください。

1 款議会費及び 2 款総務費について、18 ページから 27 ページまで質疑ありませんか。

(2 番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

## ○ 2 番 (田中二三輝君)

21 ページ下段、ふるさと納税ワンストップ電子申請システム使用料が消耗品費と入れ替わっているというふうに思えるのだけれども、この変更をされている理由を教えてください。



ください。

(産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める)

○産業振興課長(梶栗恭輔君)

お答えいたします。

この分につきましては、当初予算の見込みより受領書等をワンストップ特例の申請書の紙ベースでの印刷が多くなりまして、トナー、あるいは封筒等の数が足りなくなりましたので、その分を電子でのワンストップ特例の申請が見込みより逆に少なかったため、使用料が当初予算よりも、少なく済みそうというところで、予算の組替えを行っているものでございます。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

22、23 ページの工事請負費。これ提案説明にもありましたけれども、建設資材の納期遅れ等の要因により、出来高見込額が減少したということなんです。継続費にはなっていますけども、これによって工期については全然何ら影響はないのかどうかというのを教えてください。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長(石田正樹君)

お答えいたします。

この工事費、継続費の減額につきましては提案説明にも申しましたように、原材料の品を高騰などの社会情勢の影響により、建築資材の納期遅れが発生したことが原因であります。特に空調設備、それから太陽光設備の納期が長くなっておりますので、その分、令和5年度の当初で見込んでおりました出来高が減少することに伴い、減額補正を行っているものでございます。ご質問の工期につきましては、この要因による直接的な影響はございません。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

基幹システムのシステム改修費があがっていますが、それどのような改修内容になりますか。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。

今回のシステム改修等業務委託料につきましては、戸籍法の改正に伴いまして、氏名のふりがな対応等のシステム改修、それから固定資産税、相続税の電子化対応のための改修等がございます。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。次に進みます。

3款民生費及び4款衛生費について、26ページから39ページまで質疑ありませんか。  
(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番（宇田川亮君）

28、29ページです。

介護予防費のところ、これについては介護予防の事業を行った場合に、広域連合からも財政負担があるというものだというふうに思いますけれども、先日、広域連合の研修会等がありまして、私も質問をさしてもらったんですけれども、例えば自治会等でいろんなサークル活動、サロン活動とか何かそういうものも例として挙げられているんですよ。で、今回の介護予防の事業自体、これ返還金にはなっていますけれども、そういったものも挙げられるというのであればね、広域連合とも相談して、いろいろ介護予防事業をすればするほど広域連合も喜ぶわけですよ。ですから、自治会等で独自にやってみるサロン活動だとか、何かいろんな事業事も含めてね。そういった介護予防につながるようであれば、広域連合にも問合せをしてね。この返還金ということは、それだけやられてないということなんでしょうけれども、介護予防に関わる事業をもっと増やしていくという考えはないのかどうか。すいませんちょっとこれ関連にもなってしまいますけれども、お答えできればお願いしたいと思います。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長（田鶴原竜二君）

お答えします。

今回の返還金の中の一部の中に、宇田川議員が申し上げられました、地域に訪問して行っている事業もでございます。令和4年度のこの事業につきましては、新型コロナウイルスの感染症により、35回の延べ350人程度の地域に出向いての健康教室、栄養改善教室を予定しておりましたが、新型コロナ感染症の拡大により、実質8回、延べ人数118人の参加となって事業費の返還金が発生いたしました。返還金の主なものになりましたらふれあい教室のほうがなります。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番（宇田川亮君）

コロナの影響によって、そういった人が集まるような場所が提供出来なかったと、事業自体が行われなかったということですが、そこについては分かりましたけど、先ほど私が言った、いろんな本当お茶飲み会とかいうのも含めてね。ほかの例として挙げられているわけですよ。ですから、そういうのも全部掘り起こして、介護予防に繋がられないかどうか。事業費として繋がられないかどうかっていうのもね、是非、掘り起こしていただきたいと、広域連合とも問合せていただきたいというふうに思いますが、その点についてもう一度お答えください。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

**○福祉人権課長（田鶴原竜二君）**

お答えします。

現在、自治区の対象にしての地域掘り起こしを行っている段階でございます。今後も議員さんの言われるとおり、小さい団体に向けても、地域の介護予防事業についての掘り起こしを行っていきたいと思います。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

**○4番（宇田川亮君）**

ありがとうございます。

次に、30、31ページの、児童福祉総務費、国県返還金というのが出ていますけれどもこの中身について教えてください。

(健康子ども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

**○健康子ども課長（沼野葉子君）**

お答えいたします。

こちらは令和4年度の返還金となりましたが、地域子ども子育て支援事業として25事業をしております。例えていうと子どものための、教育、延長保育等の給付金や、病児病後児保育や一時預かり事業等の事業の全部の合計の全ての返還金となっております。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

**○4番（宇田川亮君）**

全部の合計が返還というちょっとよく意味が、例えば予算組していて、そこまで使われなかったからその分は返還しますよってというのは分かるんですけど、今、ちょっともう一度、答えてもらえますか。

(健康子ども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

**○健康子ども課長（沼野葉子君）**

お答えいたします。

全部の事業といいますか、地域子ども子育て支援事業というのは25事業ありまして、

子どものための教育保育給付交付金、子どもの子育てのための施設等利用給付交付金、病児病後児保育給付金、子育て支援事業、補助金等々ありましてそれが、事業ごとに基準額が定められておりまして、その分の事業が、一つ一つの事業の合計をまとめて返還という形になっております。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

委員会の中で詳しくお聞きしたいと思います。

次に衛生費の34、35ページ、災害罹災者見舞金の中身について教えてください。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

お答えします。

災害罹災者見舞金につきまして、今年度につきましては、10月末現在、4件の火災が発生したため、災害者見舞金としまして支給していた金額につきまして増加が予想されるため、補正いたしました。1件当たり5万円程度の支給になっております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

次に進みます。

6款農林水産業費から8款土木費について、38ページから47ページまで質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

土木費です。道路橋梁費、西原橋の補修工事JR受託料、1,800万程度減額となっておりますが、この継続費は、令和5年度までということになっています。で、57ページを見てみると100%という中での不要額と思いますが、その考えでいいですか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、今年度、西原橋が、令和3年度から工事を行いました最終年となっております。そのため工事も、現段階でもうほぼ完了していますことから、まだ最終的な事業費は確定してないんですが、今回、大枠の実施額というのがJR西日本のほうから提示されたことによって、不用額を今回補正にて、歳入歳出とも減額するものとしております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

答えの一部、もう一度お願いしたいんですけど。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

JR西日本のほうにこの工事自体委託しておりまして、最終的な工事費のほうが、今回で大枠の実施額が確定したことによって、不用額が出たために、今回減額するものとしております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

1,800万程度の減額という形になるんだらうなってますけども、予算を積算するとき、何らかの問題があって、1,800万程度の不用額が出たのか。工事の進捗状況等々で、これだけの経費が掛からなかったのか。これはどういうふうに判断したらいいのか。要するに積算上に問題がなかったのか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

当初は、物価高騰に対応した予算計上もありますし、工事自体の各種工種は、外部、JRのほうが外部発注いたします際の執行残を含めまして、今回の減額金額となっております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。次に進みます。

土木費まで。10款教育費から12款公債費について、46ページから53ページまで質疑ありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

48ページ、49ページのところにあるんですけども、小学校費の中の調査業務委託料とあります。調査業務の具体的内容をお尋ねいたします。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長(森永健一君)

お答えいたします。

今回の調査委託料ですが、統合小学校建設に当たり今後予定されている基本設計以降の発注に向けての建設地となった剣南小学校敷地の地質調査を行うものです。剣南小学校のグラウンド部分のほか、最大で合計6か所のボーリングを予定しております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。12ページをお開きください。歳入は一括して質疑を受けします。12ページから17ページについて質疑はありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

13ページのところに、先ほど説明があったことだと思いますけれども、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金それから都市構造再編集中支援事業費補助金とか、こんなのが全部減額になっているんですけど、それから、1番下のほう、道路メンテナンス事業費補助金とかも減額になっていますね。この具体的な内容をお尋ねいたします。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)

○管財課長(石田正樹君)

お答えいたします。

まず二酸化炭素排出抑制への部分につきましては今回、庁舎で取り組んでおります、ZEB化に関する補助金でございます。これにつきましては、先ほど歳出側のほうで、継続費の減額補正の説明をさせていただきましたが、納期遅れが発生しております空調設備や太陽光発電設備につきましては、ZEB補助金の対象経費でもありますので、令和5年度の出来高減少に伴い、補助対象経費も減額となりますので、所要の調整を行ったものでございます。

その下の都市構造再編集中支援事業費補助金につきましても先ほどの令和5年度、出来高の減少に伴いまして、所要の調整を行ったものでございます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

その二つ下の段ですね。道路メンテナンス事業費補助金の減額、これは具体的にはどんなことなんでしょうか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

お答えいたします。

先ほどお答えしました、西原橋の工事の減額に伴いまして、それに伴う歳入の国庫補助金の減額となっております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

1番最後のほうに書いてあることでもよろしいでしょうか。

54ページ、55ページなんですけれども、先ほど、会計年度任用職員の件で給与の件で聞きましたけれど、会計年度任用職員以外の職員の方につきましては、補正後がちょっと増額しておりますよね。それから一般の職員の方のものも増額しているんですけど、1番下の会計年度任用職員の場合は、補正前も補正後も同じ金額で、変化がないんですけどこの事情を説明ください。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。

先ほどもお答えしたと思うんですけれども、会計年度につきましては遡及を行わないため、今回は改定をしております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

54ページなんですけれども、特別職、町と議員というのがありますね。これ結局、鞍手町では一般職員と同じ扱いをずっとしてきたということなんですかね。特別職につきましても、一般と同じ取扱いなのかどうかちょっとお尋ねいたします。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。

特別職につきましては、職員を準用しておりますので、同じ支給率というふうな形です。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

その他補正予算全般について質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

7ページ8ページ、債務負担行為の補正に関してです。

まず2段目の直方鞍手工業用地造成事業負担金、これが上がっていますけれども、全体事業費45億円に対して、鞍手町の負担金は3.5億円というふうな説明を受けた記憶を持っていますが、この限度額との差はどういうことで、この差の額が出たんでしょう。

(産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める)

○産業振興課長(梶栗恭輔君)

お答えいたします。

田中議員おっしゃいますように先日の全員協議会の折には、現段階での造成事業費は、約 45 億円、このうち本町の負担金が 3 億 5,000 万円というふうに説明させていただきましたが、令和 6 年度、7 年度に造成工事を行う中で、資材等の高騰、あるいは工事の増工等も考えられることから、約 5,000 万円程度、率にしまして約 15% 程度の増額を見込んで、今回債務負担行為の負担金の限度額を 4 億 17 万 4,000 円とさせていただいております。以上です。

(2 番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2 番 (田中二三輝君)

次に、この事業に対する町長の積極的なお気持ちを確認しておきたいんですが。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

この事業につきましては、以前からも何度もお話をさしていただいておりますし、私の考えもお述べさせていただいておりますが、積極的にこの事業を進めたいというふうに考えております。

(2 番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2 番 (田中二三輝君)

全員協議会での説明の中で工事完了後の維持管理費っていうのが鞍手町の負担部分があるという説明を受けております。その予算っていうのは、今後発生する予算っていうのは、どのような予算手だてというか、どうゆうふうなのを想定されているのか教えてください。

(産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める)

○産業振興課長 (梶栗恭輔君)

現在、直方市と協議中の部分もございまして、毎年費用が発生するのが、主に法面等の除草費用ではないかというふうに話しております。実際、直方市さんのほうが、除草費用がどのくらいかかるのかということで試算をさせていただいております。その結果、法高から約 2 メーターの幅員で、周囲を除草した場合に、本町の 1 回当たりの負担額が約 75 万円程度というふうな試算を今されております。

そのほかには、管理道路だとか調整池、それから広場、それから消防水利施設そういったものも、直方市さんと本町で管理していくというふうなことになります。その分の管理費についてはまだ試算等は行っておりませんので、それが毎年そういった部分が、管理する上での費用が発生するかどうか、ちょっと分かりませんので、試算は出来ておりませんが、一応除草については、毎年最低 1 回は必要ではないかというふうな協議はしております。以上です。



○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

今、工事費それから毎年の管理費といいますかね、そういったものについては分かるんですけども、実際、収入のほうはどういうふうに見込んであるのか。ここがね1番問題だと思うんですよね。負担の割合は決まっていますけども、収入はどういうふうを考えてあるのか分かれば教えてください。

（産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める）

○産業振興課長（梶栗恭輔君）

収入のほうにつきましては、この工業用地が東ブロックと西ブロックというふうに二つの用地、ちょっと離れた道路を挟んで離れたところにあります。西ブロックのほうは、先日の全員協議会で説明させていただきましたように、企業用地が約12ヘクタール、そのうち、本町分の面積が約3ヘクタールになります。ですから、西ブロックの用地に事業所が入れば、基本、県のほうは一団の土地として売るというふうになっておりますので、12ヘクタール分の土地の固定資産税のうち、3ヘクタール分が本町の用地になりますので、まず固定資産税の土地の部分3ヘクタール分は入ってきます。これ先日、税務担当課のほうに試算をしていただきましたら、令和5年度の基準でいけば、3ヘクタール分で約197万円の土地の税収が見込めます。建物、あるいは中に使う償却資産が、まず建物がどの位置に建つかによって極端に言えば、鞍手町0で直方市さん100みたいな割合になることもございます。その部分につきましては、岡崎町長と直方市長のほうに面会に行きまして、そこは考えていきたいと思いますという話は町長のほうから、直方市長のほうにさせていただいております。以上です。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

町長ぜひ頑張ってくださいたいんですが、町長からも、具体的なものについて、何か考えがあれば教えてください。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

先ほど課長のほうから答弁がありましたように、東ブロックにつきましては、鞍手町とは全く関わりがありませんので、ここについては工事費等も直方市が負担分は全額支払うと。その代わり税収についても直方市に入るというふうなことで話がついております。西ブロックにつきましては先ほど課長が答弁しましたように、12ヘクタール分の鞍手町については3ヘクタールと、その案分ということで、土地の固定資産税には話が

ついておりますけども、県の企業立地課の話によれば、その案分について、建設される、工場等についても、その辺は考慮をしていただきながら建設をお願いするような話があります。しかしながらこれは企業がどういうふうにご利用するかにもよります。なかなかどこに立とうと。この土地の面積の案分で固定資産税の配分をするというようなことも協議の中ではありましたが、結論としては出ておりませんし、税制上それが可能かどうかということも、まだ結論としては出ておりません。このことについてはまだまだ直方市との協議が必要だというふうに考えております。

#### ○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第 71 号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 71 号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 7 議案第 72 号 令和 5 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第 72 号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 72 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 8 議案第 73 号 令和 5 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 73 号は、民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 73 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 9 議案第 74 号 令和 5 年度鞍手町下水道事業会計補正予算第 2 号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 74 号は、総務文教委員会に付託したいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 74 号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 10 議案第 75 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく、令和 5 年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 75 号は、総務文教委員会に付託したいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 75 号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 11 議案第 76 号 博物館別館建設事業仮称博物館別館石炭資料展示室展示工事請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

(4 番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4 番 (宇田川亮君)

この最後に、プロポーザル方式による結果公表というのがあるんですが、今回 2 社が応募したということで、最優秀者が A 社の 77 点、乃村工藝社ですね。次が 63 点ということなんですが、これ 77 点というのが高いほうなんではないでしょうか。どっちかに比べたらいいんですけど、どういう理由で 100 点じゃなく、23 点の減点があったのか。その辺がどういう方式になっているのかはよく分かりませんが、このへんについてちょっと分かれば教えていただきたいと思いません。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

#### ○教育課長 (森永健一君)

お答えいたします。

これは、実績等に基づく点数、その他その日のプロポーザルのいろんな企画の提案とか、そういったものの中でそれぞれ委員が点数をつけていった中の点数になりますので、評価が満点っていうのはもうすごくいいっていう形でしかつけないので、100点にはなっていない形で、その中で、2社を比べた場合に、A社のほうが得点が高かったということで、最優秀ということで採用しております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

これだけ点差があった得票数、どんなものが挙げられるかちょっとお聞きしたいと思っています。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長(森永健一君)

お答えいたします。

これは、委員さんたちがそれぞれつけていった点数になりますので、誰がどれだけ低かったのかどれが高かったっていう部分は、すいませんちょっと今の情報は持ち合わせておりません。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

委員さんがどなたかというのは言えないのかもしれませんが、大体どういう方々が、委員さんなられたのかちょっとお尋ねしたいと思うんですが。具体的な名前じゃなくて、どういうことの専門家とかいうふうなことをちょっと聞ければと思ったんですけど。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長(森永健一君)

ちょっと自分のほうで今資料のほうを準備しておりませんので、すいませんお答えのほうは後ほどさせていただければと思います。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第76号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第76号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 12 議案第 77 号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定を議題とします。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 77 号は、民生産業委員会に付託したいと思いま  
す。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 77 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 13 議案第 78 号 民事調停の申立てを議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 78 号は、民生産業委員会に付託したいと思いま  
す。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 78 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

(2 番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

### ○2 番 (田中二三輝君)

休憩動議の申立てをしたいと思えます。

理由は、先ほど、議案第 71 号で質疑に対する担当課長の答弁の中で議案に上がって  
いる数値と違う数字を報告されたっていうことを音声データをもとに確認したいと思  
いますので、休憩の許可をいただきたい。

### ○議長 (的野信之君)

ただいま、田中議員から、休憩動議が提出されました。

この動議は 2 人以上の賛成者が必要となります。

この採決は挙手によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手  
をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、休憩することに決定いたしました。これから、しばらく休憩に入ります。

—— 休憩 13時55分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時12分 ——

○議長（的野信之君）

会議を再開します。

ただいまの田中議員からの質疑に対し、音声データを確認した結果を執行部より答弁を行います。

（産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める）

○産業振興課長（梶栗恭輔君）

今、田中議員からご指摘の部分を音声データを確認いたしました。

その結果は、債務負担行為の額、4億17万4,000円というふうに発言しておりますので、ご報告いたします。以上です。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

議事進行に関する発言を許可をいただきたいと思えます。

先ほど議案質疑において担当課長の答弁の申された数字が誤りではないかと。いうことから貴重な時間を割いていただき、議事進行の妨げとなるような形になりましたけども、この件について大変申し訳なく、この場をお借りしてお詫びを申し上げます。

○議長（的野信之君）

次に進みます。

日程第14 議案第79号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

日程第14 議案第79号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第14 議案第79号は、令和5年度鞍手町一般会計補正予算第6号であります。本補正予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円の給付の支給に要する経費を編成しております。本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、3款民生費において、国費を財源とする住民税非課税世帯に対する物価高騰緊急支援給付金給付費として、事務費を含めて、1億9,945万円の関連予算を追加しております。

一方、歳入では住民税非課税世帯に対する物価高騰緊急支援給付金給付費に係る国庫支出金を追加し、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1億9,945万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ110億9,808万円としております。

以上が、日程第14 議案第79号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

これから質疑を行います。

まず、歳出より質疑を受けします。補正予算に関する説明書の10ページをお開きください。3款民生費について、10ページから11ページまで質疑ありませんか。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

本補正予算はメディア等で行われている低所得者に7万円の支給という補正予算だと思えますけども、まず対象者に対する通知時期及び支払い期限、これについて教えてください。

（福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める）

○福祉人権課長（田鶴原竜二君）

お答えします。

通知時期につきましては、今、補正予算をシステム改修を行い、1月中旬に対象者のほうに通知を行う予定でございます。支給につきましては、2月中旬を予定しております。支給期限につきましては、通知書発行後3か月を予定しています。以上です。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

対象者というのは前回と同様と考えておいていいですか。

（福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める）

○福祉人権課長（田鶴原竜二君）

お答えします。

今回の給付金対象者につきましては、令和5年12月1日時点で、鞍手町の住民基本台帳に記載されている世帯で、世帯全員が令和5年度住民税均等割非課税の世帯でございます。ただし、世帯全員が課税者から扶養されている世帯は対象外となっております。以上です。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

予算から見ると、2,800世帯という数字が出てくるんだけど、この算出基準日って

というのはどういうふうにかえたらいいんですか。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求め)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

2,800世帯の根拠につきましては、令和5年11月2日に、重点支援交付金について、低所得者支援枠として非課税世帯に7万円の給付が閣議設定されました。令和5年12月定例会において補正予算を計上するため、今年6月に給付金の実績に基づき、2,800世帯を算定しました。以上です。

○議長 (的野信之君)

ほかに質疑はありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求め)

○4番 (宇田川亮君)

2,800世帯ということなんですが、12月1日、住民基本台帳に載っているところという事なんですけれども、それ以降に、転入された方の場合はどういうふうになりますか。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求め)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

お答えします。

今回の給付金につきましては、国の統一基準でございますので、転入された方につきましては、前住所地で給付が決定されるものになります。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求め)

○4番 (宇田川亮君)

前住所地と言われますが、鞍手町でも通知が1月中旬、そして、給付が2月中旬頃というふうにされていますけれども、例えば鞍手町からどこかに転出された方にも鞍手町からそちらに通知がいて、給付も行うということなんでしょうか。そういうのが、転出転入の関係が、そういうことで理解して、よろしいでしょうか。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求め)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

お答えします。

議員さんのおっしゃるとおりで、12月1日以降に鞍手町から転出された方につきましては、鞍手町のほうから通知がいくようにシステムを組んでいます。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求め)

○4番 (宇田川亮君)

基準日を12月1日と決めていますけれども、これは日本全国全てが12月1日を基準日としているのか。そうしないとダブったり、給付漏れが出たりとかいうのが出てくる恐

れがあるんじゃないだろうかというふうに思いますけども、その点、確認したいと思います。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

お答えします。

国の通知に基づきまして、全国統一いたしまして、令和5年12月1日が設定されております。以上です。

○議長 (的野信之君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8ページをお開きください。歳入は一括して質疑を受けします。8ページから9ページについて質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第79号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第79号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りいたします。

明日14日から18日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、明日14日から18日までの5日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

— 閉会 14時23分 —

~~~~~○~~~~~